

第 6123 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 1月22日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 学資金の支給

Q : 学資金を支給する場合、どのような取扱いになりますか？

A : 次のような取扱いになります。

【解説】

学資金の支給は、税務上、原則的として給与になります。次の①及び②の要件を満たしているときは、給与として課税しなくてよいこととなっています。

①通常の給与に加算して支給する費用であること

給与として課税しなくてよいものは、通常の給与に加算して支給されるものに限られますので、本来支給すべき給与の額を減額した上で、それに相当する額を学資金として支給するものなどは給与として課税されます。

②次のいずれにも該当しない費用であること

【法人の場合】

- (1) 役員の学資に充てるため支給する費用
- (2) 役員や使用人と特別の関係がある者の学資に充てるため支給する費用

【個人事業者の場合】

- (3) 事業に従事する個人事業者の親族(個人事業者と生計を一にする親族を除く)の学資に充てるため支給する費用
- (4) 使用人(事業に従事する個人事業者の親族を含む)と特別の関係がある者(個人事業者と生計を一にする親族を除く)の学資に充てるため支給する費用



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】